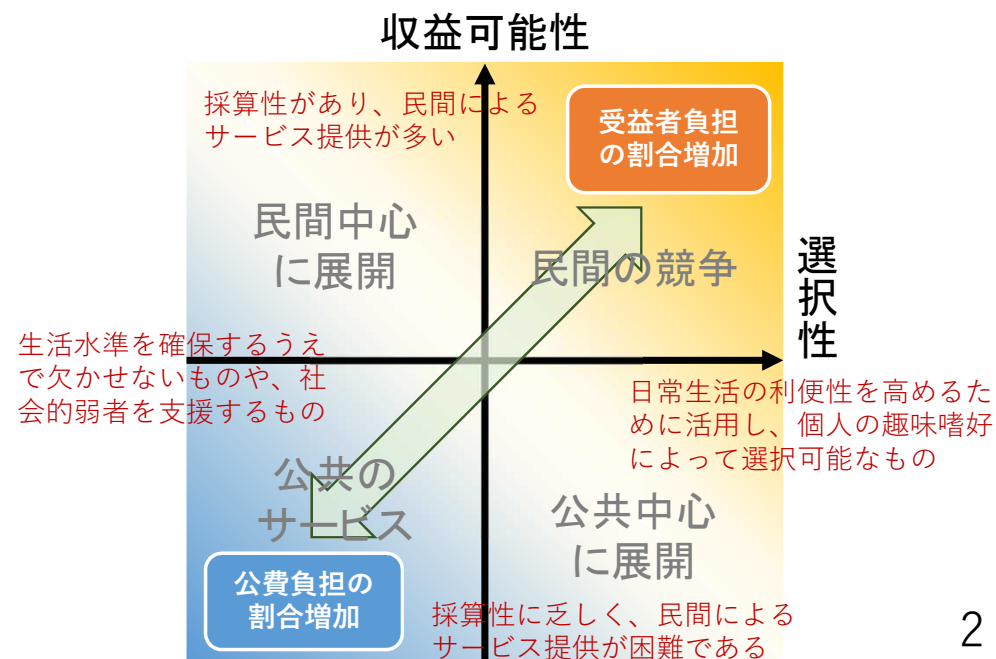
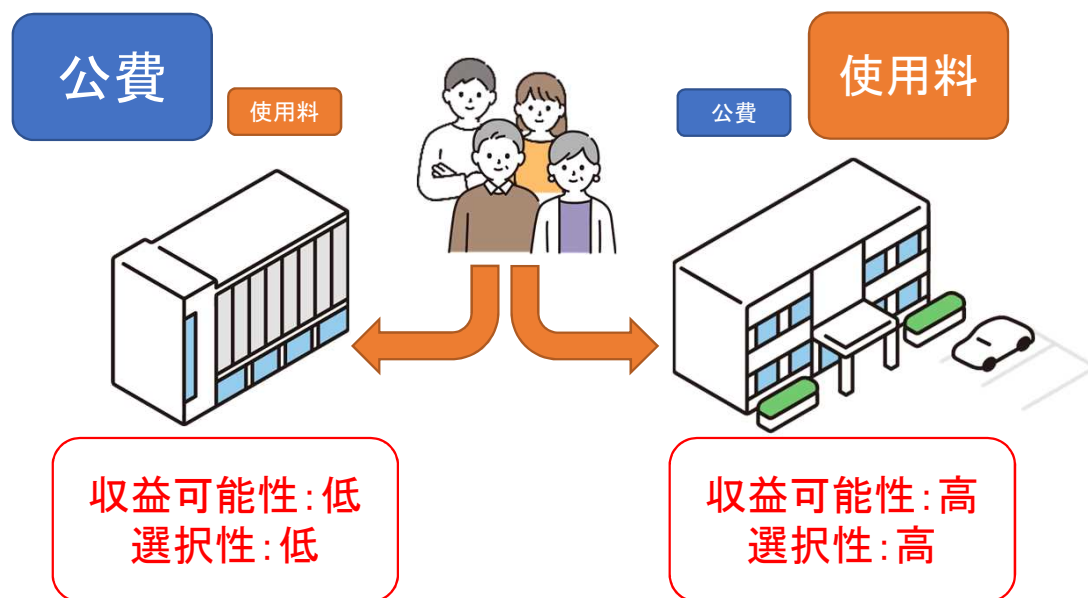


受益者負担のあり方について

伊丹市 財政基盤部 財政企画室 経営企画課

受益者負担の考え方

- 原則として、特定の行政サービス（施設利用など）に要する費用は、受益者（施設利用者）が負担する使用料（収入）で賄う
- 一方で、一定の公費負担が必要な場合もあり、「誰が」「どれくらい」負担することが妥当か、検討が必要
- 施設特性（収益可能性と選択性）によって、受益者の負担割合を設定



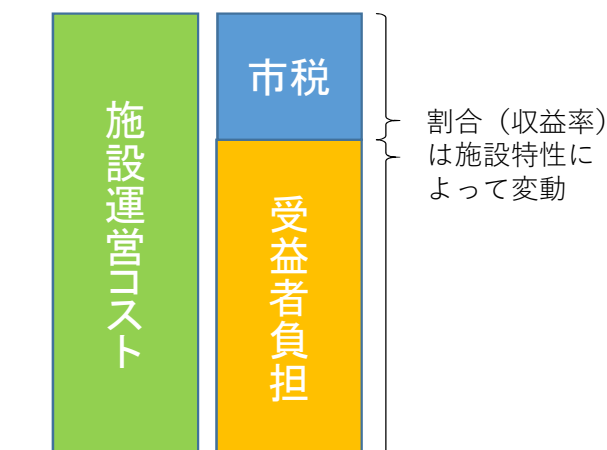
施設運営に係るコストと受益者・公費負担の関係

◇施設運営に係るコスト

- ・ 建設費・改修費（イニシャルコスト）
 - ・ 減価償却費相当額を適用
- ・ 維持管理・運営経費（ランニングコスト）
 - ・ 人件費
 - ・ 物件費
 - ・ 施設用地に係る固定資産税・都市計画税（徴税機会の逸失）
 - ・ 清掃等委託料（指定管理委託料）、修繕費、光熱水費、など

◇コストの支払いに充てる財源

- ・ 受益者負担（利用者負担）
- ・ 公費負担（市税等）



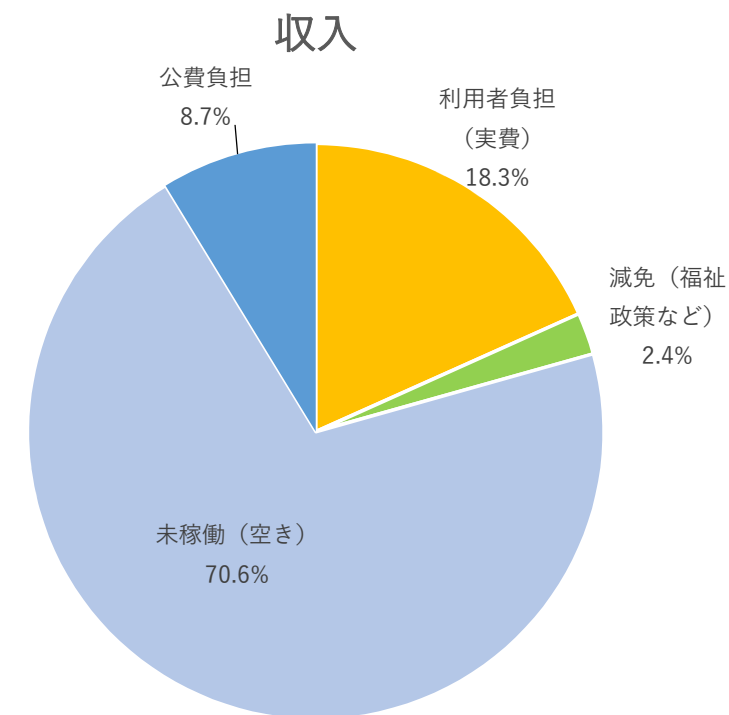
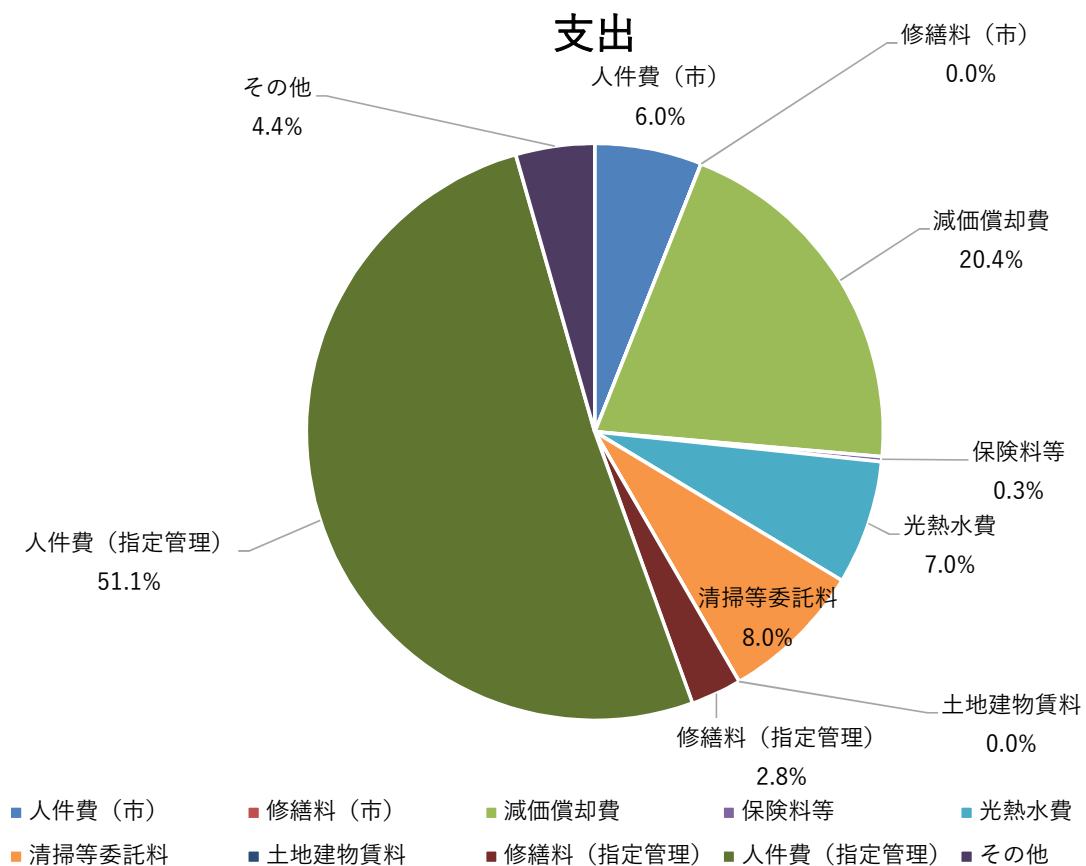
◇収益率：施設運営に係るコストを、受益者負担でどの程度まかなえるか

$$= \text{【最大収納可能額（貸室利用率100%）】} \div \text{【施設運営コスト】}$$

- ・ 実際の利用率（使用料の収納額）は反映していない

（参考）施設運営に係るコストと受益者・公費負担の例

◇伊丹市昆虫館



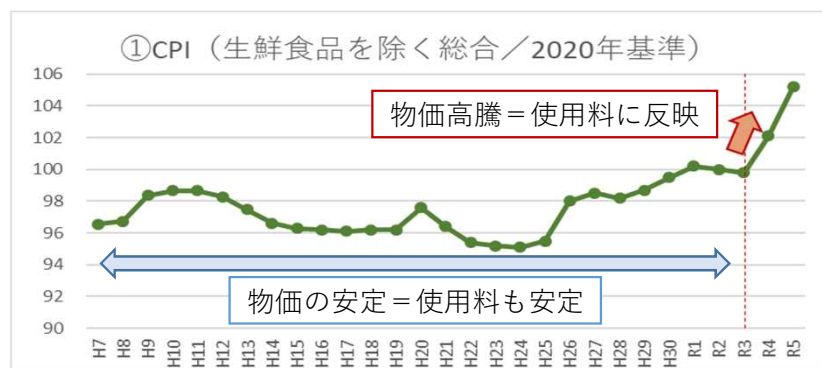
【理論上の負担】
公費負担： 8.7%、利用者負担： 18.3%

【実際の負担】
公費負担： 81.7%、利用者負担： 18.3%

これまでの使用料改定の状況

- 従前は物価が安定していたため、使用料の見直しが必要な施設がなかった
- R3以降は様々な物価が高騰したが、コロナ禍にかかる各種給付金を支給する等の市民生活を下支えしており、その状況下において、価格転嫁による使用料値上げは実施していない

市内公共施設の使用料の状況



ふれあい浴場	改定前 (H21～)	R6.4 改定
12歳以上	370円	440円
6歳～12歳	140円	160円
6歳未満	50円	70円

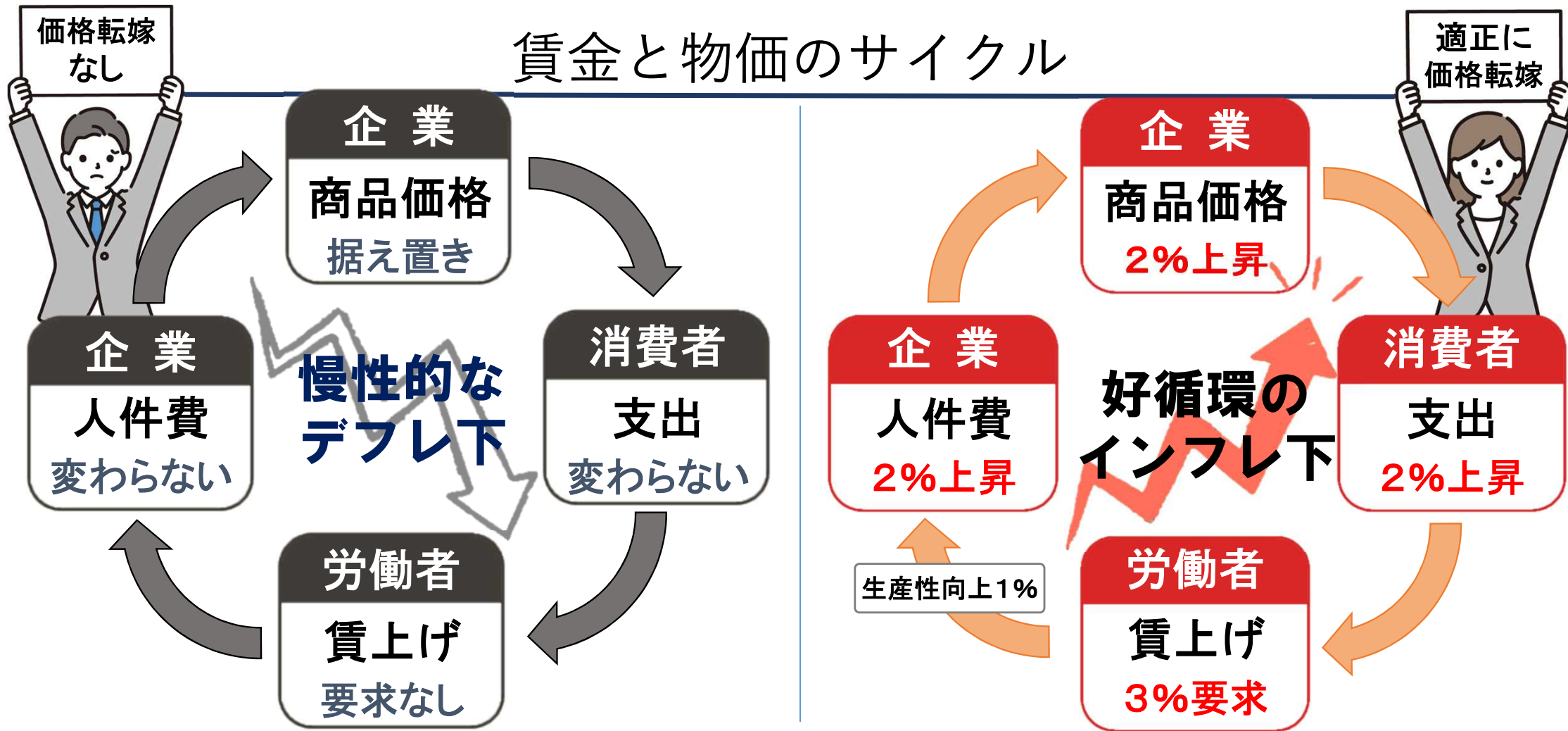
こども文化科学館	H2.11 開館時	現 在
大人	400円	400円
中高生	200円	200円
小人	100円	100円

いたみホール (平日・終日)	H10.11 開館時	現 在
大ホール	144,000円	144,000円
中ホール	30,000円	30,000円
プレイルーム	24,000円	24,000円

産業振興センター(終日)	H13.4 開館時	現 在
多目的ホール	30,000円	30,000円
会議室A	15,000円	15,000円
会議室B	6,500円	6,500円

- 施設の使用者（受益者）に負担を求めるべきだが、適正に反映できている状況ではなかった
- 物価変動時代にあっては、料金転嫁しないことが問題となる

賃金と物価のサイクル



- ・ 経済好循環のインフレ下においては、適正に価格転嫁することが極めて重要
- ・ 価格転嫁しないことは、公共サービスの水準を落とすか、市税で補てんすることに繋がる

『社会情勢の変化』のポイント

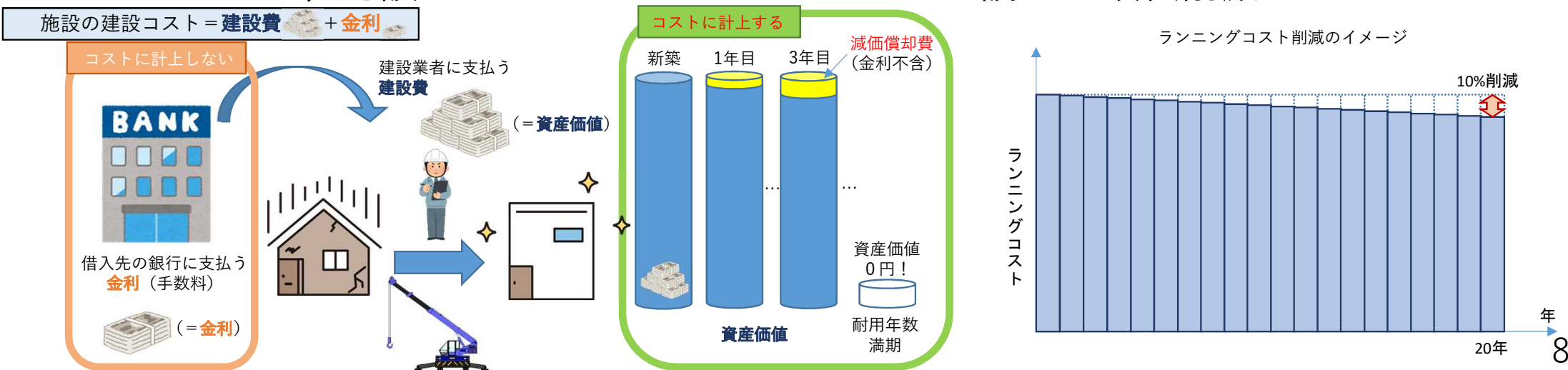
1. 人口減少

2. 物価・賃金の上昇

3. 金利の上昇

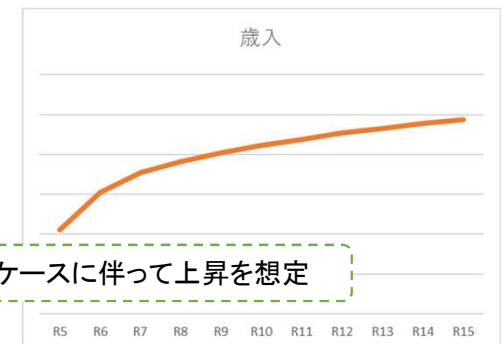
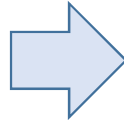
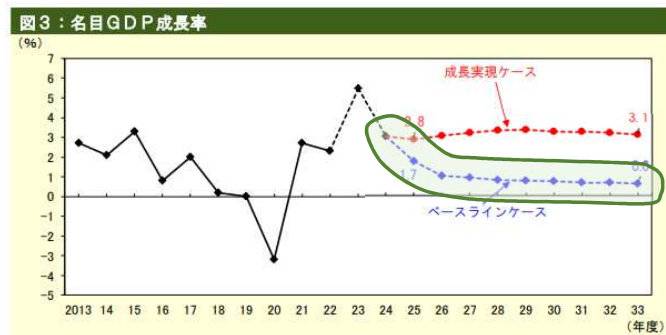
社会情勢の変化（1. 人口の減少、3. 金利の上昇）

- 収益率の算出に用いるコストは、①人口減少による利用者減少、③金利上昇、の影響を受けない。
 - ① 収益率 = 【最大収納可能額（貸室利用率100%）】 ÷ 【管理費用等合計】
⇒ 最大収納可能額であり、利用者数の増減や利用率に影響されない
 - ③ 建物（減価償却費相当額）
⇒ 金利は含まれていない
- なお、公共施設マネジメントによって、延床面積が10%削減されていくことにより、施設にかかるランニングコストは理論上は順次削減される



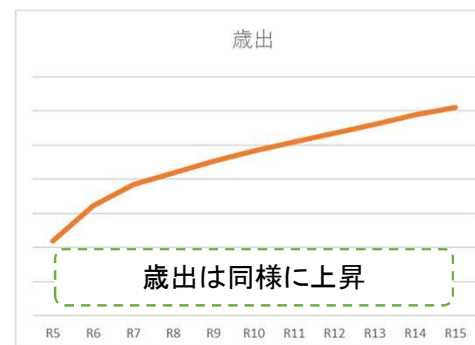
社会情勢の変化（2. 賃金・物価上昇）

- 中長期収支見通しは、ベースラインの上昇を踏まえて試算

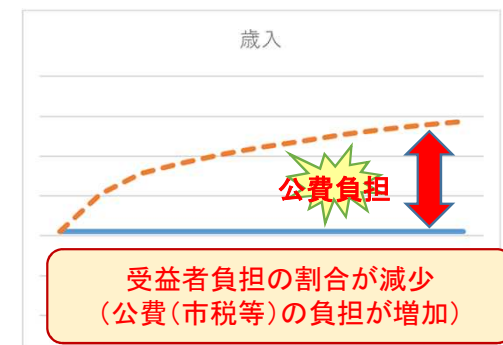


歳出・歳入ともベースラインケースに伴って上昇を想定

使用料を値上げしないと...



歳出は同様に上昇



公費負担

受益者負担の割合が減少
(公費(市税等)の負担が増加)



行財政運営のあり方（論点）

- 物価に合わせた使用料を設定しなければ、収支不足額（590億円）が更に悪化
- 適切なタイミングで使用料に管理経費等を反映させるべきではないか

受益者負担の取組目標

- 受益者負担の考え方（令和元年7月伊丹市使用料手数料等審議会答申を受けて策定）に基づき、使用料の見直しが必然
- 物価上昇が続く中では、一定期間経過後に見直すことをルーティン化
 - 指定管理施設は、指定替え（最長5年）のタイミングで実施
 - 委託料の額に影響するため指定管理者との協議が発生し、期間中の見直しは困難
 - 直営施設は毎年度状況を把握し、理論額と実額に一定程度（10%など）の乖離が生じた際に見直しを実施
- 見直しに当たっては、必要に応じて激変緩和措置を適用
 - 激変緩和措置の程度は、施設の特性に応じて個別に検討